

日田市電子入札立会要領

（趣 旨）

- 1 この要領は、日田市が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の8第1項に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

（開札における立会）

- 2 電子入札に参加した者は、開札の立会ができるものとする。
なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。
また、紙入札を行うことが承認された者については、原則として開札に立ち会わなければならないものとする。

（入札者が立ち会わない場合）

- 3 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

（立会者の確認）

- 4 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

（システムへの署名）

- 5 立会者は入札前にあらかじめ、「入札立会者管理簿」に入札案件ごとに自筆で所属・氏名等を記入する。落札者決定時の電子入札システムへの立会者署名は、入札執行責任者が「入札立会者管理簿」に記載された者の中から代表者を選定し、発注者が入力を行なう。

（立会の特例）

- 6 各項の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

附則

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 ただし、平成19年6月1日から平成19年9月30日までの電子入札試行期間において、発注者が指定する案件については、本要領を運用する。
- 3 この要領は、平成24年4月1日から施行する。